

# 電気通信大学化学物質管理規程

制定 令和4年7月7日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。（以下「毒劇法」という。）、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「毒劇物指定令」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）その他関係法令等（以下「関係法令等」という。）に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）における化学物質の適正な使用及び管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「化学物質」とは、次の各号に掲げるもののうち、教育、研究又は管理に用いるものをいう。

- (1) 特定化学物質（施行令別表第3に掲げるものをいう。）
- (2) 有機溶剤（施行令別表第6の2に掲げるものをいう。）
- (3) 毒物（毒劇法別表第1及び毒劇物指定令第1条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）
- (4) 劇物（毒劇法別表第2及び毒劇物指定令第2条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）
- (5) 危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げるものをいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、化学的な有害性・危険性を有するもの

(化学物質統括管理責任者)

第3条 本学における化学物質の適正な使用及び管理について統括させるため、化学物質統括管理責任者を置き、総括安全衛生管理責任者をもって充てる。

(化学物質管理責任者)

第4条 本学の化学物質の管理状況を把握し、化学物質が適正に使用されていることを監督させるため、化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、安全管理室薬品管理部門長をもって充てる。

(化学物質管理主任者)

第5条 化学物質を使用する研究室等に化学物質管理主任者（以下「管理主任者」という。）を置き、当該研究室等に所属する職員のうちから学長が選任する。

2 管理主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 化学物質の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 第11条に規定する教育訓練を行うこと。
- (3) その他、化学物質の管理に関して必要な事項を実施すること。

(化学物質取扱者)

第6条 本学において化学物質を取り扱う者（以下「取扱者」という。）は、管理主任者の指示に従うとともに、関係法令等及びこの規程を遵守しなければならない。

(化学物質の登録及び管理等)

第7条 管理主任者は、使用及び保管する化学物質について薬品管理支援システムに登録するものとする。

(点検)

第8条 管理主任者は、化学物質の管理状況について、年1回以上定期的に点検を実施し、必要な措置を講じなければならない。

2 管理主任者は、化学物質を取り扱う施設及び設備の損傷等による化学物質の漏えいが発生したときは、直ちに点検を実施し、当該施設等の補修等の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、管理主任者は、点検の結果を管理責任者に報告しなければならない。

(廃棄)

第9条 管理主任者は、使用する見込みのない化学物質については、関係法令等の定めるところにより、速やかに廃棄しなければならない。

(移動及び譲渡)

第10条 管理主任者は、研究室の移動等に伴い化学物質を移動するとき、又は職員の異動等に伴い化学物質を職員間で譲渡するときは、事故、保健衛生上の危害、盗難及び紛失を防ぐため必要な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第11条 管理主任者は、化学物質を取り扱う前に取扱者に対し、次に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 関係法令等及びこの規程に係る知識に関すること。
- (2) 化学物質の危険度に係る知識及び安全取扱技術に関すること。
- (3) 事故発生の場合の措置に係る知識に関すること。
- (4) その他化学物質の取扱いに係る必要な知識及び技術に関すること。

(講習会)

第12条 学長は、取扱者に対し、関係法令等及びこの規程に係る知識に関する講習会を毎年度実施するものとする。

(改善命令等)

第13条 学長は、化学物質による安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、管理主任者に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置を命ずることができる。

2 管理主任者は、前項による改善措置を命ぜられたときは、当該改善措置を遅滞なく講じなければならない。

3 管理主任者は、前項に規定する改善措置を講じた場合において、安全管理上の問題又は健康障害の生ずるおそれがなくなったときは、講じた改善措置について、学長に報告しなければならない。

(緊急事態発生時の措置)

第14条 取扱者は、化学物質等の飛散、漏えい等により安全管理上の問題若しくは健康障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を管理主任者に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 取扱者は、化学物質の盗難又は紛失があったときは、直ちにその旨を管理主任者に通報しなければならない。
- 3 前2項の場合において、管理主任者は、直ちに管理責任者に通報するとともに、必要な措置を講じ、学長に措置の内容及び結果を報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた学長は、化学物質等を所管する官公庁に届け出る等、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、化学物質の安全な取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年7月7日から施行する。
- 2 電気通信大学毒物及び劇物管理規程は廃止する。